

令和6年能登半島地震課題分析等委託業務
プロポーザルに関する質疑への回答

令和6年5月2日

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

【質疑①】

業務実施条件に「調査及び調査に係る調整は、受注者において実施すること。」とありますが、ヒアリング調査、ヒアリング日程等の調整は受注者での実施を考えていますが石川県、各自治体の窓口連絡先のリストの提供、ならびに窓口への事前連絡は発注者側で対応して頂けるのでしょうか？

【回答①】

ヒアリング先の自治体の連絡先のリストは、受注者が作成してください。実際に調査を行う前段階に、発注者がヒアリング先の自治体等に本業務への協力依頼を行います。

【質疑②】

業務仕様書

「5 業務内容」

「(2) 能登半島地震の被害状況等の調査分析業務」

「イ 業務の実施条件」

「③調査及び調査に係る調整は、受注者において実施すること。」とありますが、受注者が調整を行う前提として、仕様書別紙1に定める「能登半島地震の課題検証調査項目」に沿って、石川県及び4市町（輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町）等を対象とした調査が行われることについて、石川県及び4市町（輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町）等に対し、貴県から事前に依頼等はされているのでしょうか。

また、現地調査等の具体的な日程調整等は受注者が行うものの、調査実施主体はあくまで貴県であり、依頼状等は貴県の名義で発出されるという理解でよろしいのでしょうか。

【回答②】

現時点では、依頼は行っていませんが、実際に調査を行う前段階で、発注者がヒアリング先の自治体等に本業務への協力依頼を行います。

【質疑③】

業務仕様書

「5 業務内容」

「(2) 能登半島地震の被害状況等の調査分析業務」

「イ 業務の実施条件」

「①受注者は、その知見に基づき、発注者に調査項目の追加又は削除を協議することができる。」とありますが、調査対象が被災地であることを鑑みると、調査依頼はするものの、先方事情でヒアリング調査等が実施できない可能性もあると考えます。

具体的な調査日程等を調整し、現地調査を行う段階になって（例えば受託者が現地入りした後に）、先方事情で必要な調査を実施できなかった場合には、その費用は必要なものと判断され、契約変更や精算等の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか

【回答③】

契約書に基づき判断し、必要に応じて受注者と発注者で協議を行います。

【質疑④】

提案書の提出書類について、副本は正本のコピーの認識でよろしいでしょうか

【回答④】

正本の記載通りに写し取った文書を提出してください。

正本がカラー印刷の場合、副本はカラーコピーとしてください。

【質疑⑤】

様式6 には、項目別に予め「必須」と記載があるが、必須項目には必ず「○」をつけ、その他の空欄のうち本業務で行う調査に「○」を追加で付ける理解でよろしいでしょうか

【回答⑤】

「必須」と記載のある欄は、「必須」と記載してください。また、「必須」を「○」に変更しないでください。

実施を提案する調査に「○」を付けてください。

【質疑⑥】

様式6の「その他具体的な調査方法を記載」欄には、文献調査、ヒアリング調査、現地調査以外で、調査方法があれば記載（なければ記載しなくてよい）の理解でよろしいでしょうか

【回答⑥】

「その他具体的な調査方法を記載」欄は、文献調査、ヒアリング調査、現地調査以外の調査方法がなければ、空欄としてください。

【質疑⑦】

「仕様書に定める業務の提案内容を示す資料」の作成ページ数の上限はありますか

【回答⑦】

ありません。

【質疑⑧】

提案書提出の事業者は、すべてプレゼンテーションを行う理解でよろしいでしょうか

【回答⑧】

はい。

【質疑⑨】

仕様書P2「イ 業務の実施条件」には「③調査及び調査に係る調整は、受注者において実施すること。」とありますが、高知県発注の業務事業者であることの証明を求められた場合は、証明書等を発行可能でしょうか

【回答⑨】

発注者は、必要に応じて業務従事者の身分証明書を発行します。